

令和6年度 千葉県土採取現場責任者試験 受験案内

千葉県では、千葉県土採取条例第2条の13の規定に基づき、「土採取現場責任者試験」を下記のとおり実施します。

「土採取現場責任者」は、条例に基づき認可された採取計画に従って安全に土の採取が行われるよう監督する責任者で、土採取場を管理する事務所に配置することが定められています。

なお、砂利採取法第15条の規定に基づく「砂利採取業務主任者試験」に合格した方は、土採取現場責任者として認められますので、この試験を受験する必要はありません。

1 試験の日時

令和6年9月12日（木曜日）午前10時から正午まで（受付は午前9時から）

2 試験会場

千葉県教育会館本館3階301会議室（千葉市中央区中央4-13-10）

※試験会場への問い合わせは行わないでください。

3 受験資格

年齢、性別、学歴、住所、国籍等一切の制限はありません。

4 試験内容

(1) 試験方式 択一式筆記試験

(2) 試験科目及び問題数

ア 土の採取に関する法令 10問

（千葉県土採取条例、千葉県土採取条例施行規則、農地法・森林法・労働安全衛生法・交通運輸法規等の関連法令）

イ 土の採取に関する技術的な事項 10問

（千葉県土採取計画の認可に係る審査基準並びに土の掘削、運搬、排水処理、建設機械、地図、植栽緑化等の基礎知識）

※千葉県土採取条例、千葉県土採取条例施行規則、千葉県土採取計画の認可に係る審査基準及び令和3～令和5年度千葉県土採取現場責任者試験の問題並びに正解は、千葉県ホームページで閲覧できます。

(3) 配点及び合格基準

配点は1問につき10点で、合格点は、総得点が130点以上です。

ただし、法令及び技術問題で、それぞれ60点以上の得点が必要です。

5 受験手続等

(1) 提出書類等

ア 受験願書並びに受験票及び受験票控（受験票控に写真（次のイ）を貼付してください。）

イ 写真（縦6cm×横4cm（※）とし、出願前6か月以内に撮影した背景無地、無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載してください。）

※ただし、規則改正に伴う経過措置として、令和6年度に限り、縦8cm×横6cmも可とします。

ウ 返信用封筒（受験票の郵送を希望する場合は、長形3号封筒に宛名を明記し84円分の切手を貼付してください。また、受験票及び受験参考資料の郵送を希望する場合は、角形2号封筒に宛名を記載し250円分の切手を貼付してください。）

(2) 受験手数料

8,000円（受験願書に千葉県収入証紙を貼って納付し、消印はしないでください）

※収入証紙は、県庁中庁舎地下売店、各地域振興事務所出納課等で販売しています。

なお、郵便局などで販売している「収入印紙」ではありませんので御注意ください。

※一度納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても返金しませんので御注意願います。

(3) 願書等の受付

- ア 提出先 千葉県商工労働部産業振興課資源対策室
- イ 受付期間 令和6年8月5日(月)～8月9日(金)
- ウ 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- エ 郵送の場合は、封筒の表に「土採取現場責任者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留で送付してください。
なお、令和6年8月9日(金)までの消印があるものを有効とします。

6 受験願書の請求

- (1) 千葉県商工労働部産業振興課及び各地域振興事務所地域環境保全課で配付します。
- (2) 郵送を希望する場合は、封筒の表に「土採取現場責任者試験受験願書〇部請求」と朱書きし、返信用の角形2号封筒(宛名を明記し、切手(願書1部の場合は120円、2～3部の場合は140円)を貼る。)を同封し、千葉県商工労働部産業振興課へ請求してください。
- (3) 千葉県ホームページから受験願書等をダウンロードし、A4判白紙(薄い紙、色付き紙、感熱紙等は不可)2枚に印刷して使用することができます。

7 受験票の交付

受験願書を持参した場合は、受験票、受験の際の注意事項及び受験参考資料(※)をその場で交付します。

郵送で出願した場合は、受験票等を返信用封筒に入れて郵送します。

なお、8月28日(水)までに到着しない場合は、電話でお問い合わせください。

- ※①千葉県土採取条例 ②千葉県土採取条例施行規則
- ③千葉県土採取計画の認可に係る審査基準
- ④令和3～令和5年度土採取現場責任者試験問題及び正解

8 合格発表

令和6年9月26日(木)午前10時から、千葉県庁掲示板(県庁中庁舎1階)及び千葉県ホームページで合格者の受験番号を発表します。

また、合否に関わらず受験者には文書で通知します。

9 合格証の交付

合格通知とともに、簡易書留郵便(転送不要扱い)で住所地へ送付します。

10 試験結果の開示

総合得点及び科目別得点を開示します。手続きは試験の際に説明します。

11 その他

- (1) 千葉県ホームページアドレス

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/shikaku/tuchi.html>

〔千葉県ホームページ(トップ) → 『しごと・産業・観光』 → 『しごと・雇用』 → 『資格・試験』
→ 『砂利採取業務主任者、土採取現場責任者及び採石業務管理者試験について』
→ 『土採取現場責任者試験について』〕

- (2) 問い合わせ先(受験願書等送付先)

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁本庁舎14階

電話：043-223-2735 FAX：043-222-4555